

今後の協議に向けて

1 今後の協議事項について

- ・ 税率等の設定（第 2 回および 3 回運営協議会）

令和 7 年度の当初課税の状況を基に案を作成し、具体的な税率等について協議いただきます。

令和 9 年度からの準統一にむけて、標準保険税率と大きく乖離することができないものと考えていますが、県から令和 8 年度の標準保険税率が提示される時期は、11 月中旬を予定しております。

最終的には 12 月開催予定の第 4 回運営協議会にて県提示の標準保険税率を基にした最終案を提示させていただく事を想定しております。

その間は事務局でサンプル等を提示させていただき、主に方向性を協議いただきます。

2 入間市の方針

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、令和 8 年度に赤字額を解消し、令和 9 年度には、県が示す保険税水準の統一に向け取り組む必要があります。

- ・ 赤字額（法定外繰入金）の解消

税負担の公平性や県国保運営方針に基づき、原則、法定外繰入金を繰り入れない。

- ・ 標準保険税率に基づく税率等の改定

県が示す標準保険税率を基本として税率等の改定を実施する。

3 今後のスケジュールについて

(1) 国民健康保険運営協議会

- ① 5 月 13 日 令和 7 年度第 1 回入間市国民健康保険運営協議会
- ② 7 月 8 日 令和 7 年度第 2 回入間市国民健康保険運営協議会
- ③ 10 月 7 日 令和 7 年度第 3 回入間市国民健康保険運営協議会
- ④ 12 月 16 日 令和 7 年度第 4 回入間市国民健康保険運営協議会
- ⑤ 2 月 17 日 令和 7 年度第 5 回入間市国民健康保険運営協議会

本日

諮問

答申

※ なお、必要に応じて上記以外にも会議を開く場合があります。

(2) 答 申

- ・ 運営協議会での検討結果を答申とする。
- ・ 答申内容については、12 月議会において説明予定

(3) 議 会

- ・ 3 月議会にて審議

(4) 議会での審議結果の報告

- ・ 令和 8 年度第 1 回入間市国民健康保険運営協議会にて報告

(5) 広報等

- ・ 広報いるまで特集記事掲載予定。
- ・ 納税通知書送付前に個別送付等による周知を検討。

【参考】サンプルによる比較

令和7年度本算定時の被保険者情報を基に、現在の入間市の税率と標準保険税率の賦課額を比較し、赤字解消を前提とした、応能・応益割合別のサンプルを設定しました。

※赤字（3億5千万円）の解消を前提とした増額。応能割53%と応益割47%程度

- ・ サンプル① … R8年度賦課額をR7標準保険税率賦課額比1億円増想定
- ・ サンプル② … 同 1.5億円増想定

○ サンプルとした税率

	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		合 計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行の税率	6.50%	35,000 円	2.70%	16,000 円	2.30%	16,000 円	11.50%	67,000 円
R7標準保険税率	7.28%	44,626 円	2.73%	16,480 円	2.27%	16,315 円	12.28%	77,421 円
サンプル①	7.65%	44,000 円	2.95%	17,000 円	2.45%	16,000 円	13.05%	74,000 円
サンプル②	7.75%	44,500 円	3.00%	17,000 円	2.55%	17,000 円	13.30%	78,500 円
R8標準保険税率（試算）	8.00%	47,093 円	2.98%	17,169 円	2.63%	17,955 円	13.61%	82,217 円

※R8標準保険税率（試算）については、令和7年本算定と令和9年（県試算）の平均を参考として掲載

○ 賦課総額および応能・応益割合 令和7年6月20日の被保険者情報で計算（限度額はR8で計算）

	賦課額合計		R7標準保険税率との差額	現行税率と標準保険税率と差額の解消割合（%）
	（賦課額）	応能：応益		
現行税率（再計算）	3,444,191,482 円	54.12：45.88	-413,494,334 円	—
サンプル①	3,957,436,081 円	52.96：47.04	99,750,265 円	<u>102.59%</u>
サンプル②	4,010,063,798 円	53.00：47.00	152,377,982 円	<u>103.95%</u>
令和7年度標準保険税率	3,857,685,816 円	51.59：48.41	—	—
R8標準保険税率（試算）	4,134,678,453 円	52.33：47.67	276,992,637	107.18%

※（賦課額-軽減額）＊収納率/R7被保険者数＊R8被保険者数＝調定額

①（3,957,436,081 円-458,923,500 円）＊94.0%/28,145＊27,284＝3,187,998,303 円

②（4,010,063,798 円-464,616,550 円）＊94.0%/28,145＊27,284＝3,230,767,232 円

参考 R8 標準（試算）（4,134,678,453 円-486,022,411 円）＊94.0%/28,145＊27,284＝3,324,815,618 円

R7 当初調定額 2,819,707,000 円

4 月試算 3,188,431,000 円

○ 平均賦課額と増額となる平均額

令和 7 年 6 月 18 日現在 19,493 世帯 被保険者数 28,145 人で計算

	賦課総額	(平 均)		現行税率との差	(平 均)	
		1 世帯あたり	1 人あたり		1 世帯あたり	1 人あたり
現行税率 (再計算)	3,444,191,482 円	176,689 円	122,373 円	—	—	—
サンプル①	3,957,436,081 円	203,018 円	140,609 円	+ 513,244,599 円	+ 26,330 円	+ 18,236 円
サンプル②	4,010,063,798 円	205,718 円	142,479 円	+ 565,872,316 円	+ 29,030 円	+ 20,106 円
令和 7 年度 標準保険税率	3,857,685,816 円	197,901 円	137,065 円	+ 413,494,334 円	+ 21,212 円	+ 14,692 円

【税率改定のポイント】

令和 8 年度の税率改定については、令和 6 年度の税率改定と異なり、赤字の完全な解消が必要となります。

この解消されるべき『赤字』の主要原因は標準保険税率と実際の税率の差です。

標準保険税率が県より示される時期は、例年 1 1 月初～中旬となり、県全域の賦課・収納状況を基に算出されることから、市独自に計算することは困難です。

このことから、協議資料は令和 6 年度の税率改定時を基に作成しています。

令和 9 年度の標準保険税率（試算）が県より示されていますが、策定してから数年経過しており、作成時とは状況も変動していることから、参考資料として使用するに留めています。

- 1 令和 3 年度以降、事業費納付金に対する 1 人あたりの保険税必要額は上昇し続けており、これにあわせて県から示される標準保険税率も上昇し続けています。

県では平準化に努めていますが、この傾向は今後も続くことが想定されます。

上昇割合は各年度でばらつきがあることから、上昇割合から翌年度の標準保険税率を予測することは困難です。

- 2 これまで当市では、保険税は財政調整基金を最大限活用することにより、県内でも低い税負担に抑え、特に低所得者層に対し配慮したものでありました。

令和 5 年度の入間市の賦課割合は、「応能割」67：「応益割」33 で、所得や資産のある中間所得者層以上の負担が重くなっておりましたが、令和 6 年度の税率改定により、令和 7 年度は「応能割」54.3：「応益割」45.7 となっております。

国は「応能割」50：「応益割」50 を理想値として示しており、埼玉県国民健康保険運営方針では、「各市町村の応能応益割合は所得水準により異なる」ものの、おおむね「応能割」53：「応益割」47 としていることから、引き続き低所得者層にも負担をお願いしていく必要があります。

- 3 令和6年の税率改定においても、各被保険者の負担が増加したこともあり、収納率が下降しています。

R5…95.35% R6…94.89%

景気動向や、被用者保険の適用拡大により、更に収納率が減少することも考えられます。

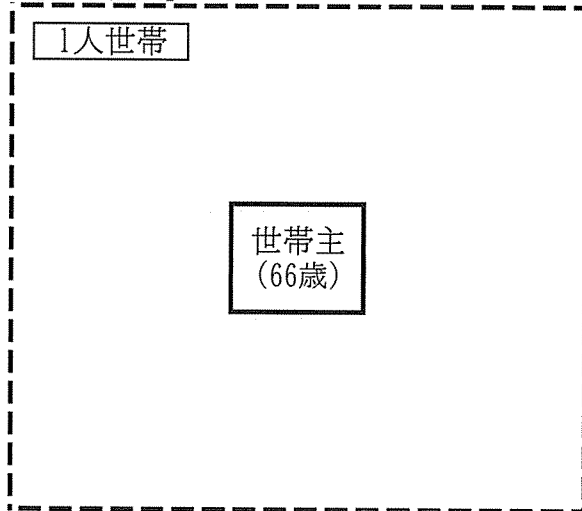
- 4 令和9年度以降は、県内の保険税率準統一により、県の示す標準保険税率での賦課が必要となります。

現在、当市の国保財政は、財政調整基金積立金が底をついており、収納率下落等の不測の事態への対応が難しい状況であることから、令和8年度の課税額を上振れさせることにより、差分を基金に積み立てることも今後の国保財政の安定化対策の一つであると考えています。

4つのモデルケースによる国保税額のシミュレーション

○ ケース1

【世帯構成】



世帯主の 収 入	年金 100万円	配偶者の 収 入	—
世帯主の 所 得	0円	配偶者の 所 得	—

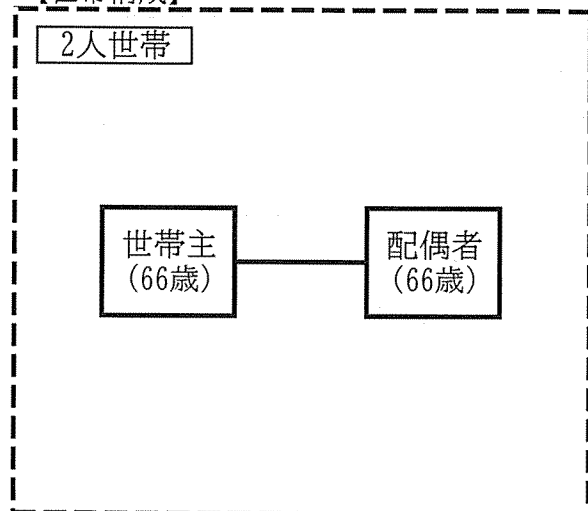
世帯所得	0円	※ 7割軽減 ※ 介護分なし
------	----	-------------------

	年税額
現 行	15,300円
サンプル①	18,300円
サンプル②	18,400円
R7標準保険税率	18,200円

	現行税率との差	R7標準保険税率との差
現 行	—	△ 2,900
サンプル①	3,000 119.61%	100
サンプル②	3,100 120.26%	200
R7標準保険税率	2,900 118.95%	—

○ ケース2

【世帯構成】



世帯主の 収 入	年金 180万円	配偶者の 収 入	年金 96万円
世帯主の 所 得	年金 70万円	配偶者の 所 得	—

世帯所得	70万円	※ 5割軽減 ※ 介護分なし
------	------	-------------------

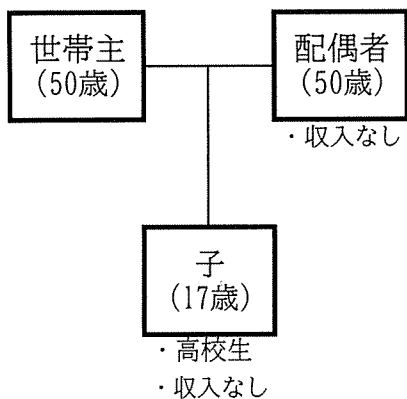
	年税額
現 行	75,700円
サンプル①	89,500円
サンプル②	90,500円
R7標準保険税率	88,000円

	現行税率との差	R7標準保険税率との差
現 行	—	△ 12,300
サンプル①	13,800 118.23%	1,500
サンプル②	14,800 119.55%	2,500
R7標準保険税率	12,300 116.25%	—

○ ケース 3

【世帯構成】

3人世帯



世帯主の収入	給与 300万円	配偶者の収入	—
世帯主の所得	給与 202万円	配偶者の所得	—

世帯所得	202万円	※ 2割軽減 ※ 介護分2名
------	-------	-------------------

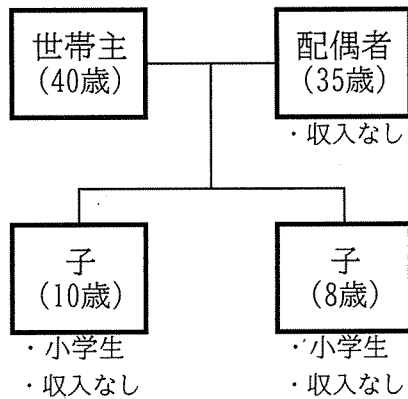
	年税額
現 行	330,700円
サンプル①	379,400円
サンプル②	386,200円
R7標準保険税率	367,800円

	現行税率との差	R7標準保険税率との差
現 行	—	△ 37,100
サンプル①	48,700 114.73%	11,600
サンプル②	55,500 116.78%	18,400
R7標準保険税率	37,100 111.22%	—

○ ケース 4

【世帯構成】

4人世帯



世帯主の収入	給与 400万円	配偶者の収入	—
世帯主の所得	給与 276万円	配偶者の所得	—

世帯所得	276万円	※ 軽減なし ※ 介護分1名
------	-------	-------------------

	年税額
現 行	487,800円
サンプル①	563,900円
サンプル②	571,800円
R7標準保険税率	546,400円

	現行税率との差	R7標準保険税率との差
現 行	—	△ 58,600
サンプル①	76,100 115.60%	17,500
サンプル②	84,000 117.22%	25,400
R7標準保険税率	58,600 112.01%	—